

みどりのたより

59号

平成26年3月13日

CONTENTS

- 平成25年度植物防疫地区協議会が開催されました 1
 - I 平成25年度主要病害虫の発生概要 1
 - II 平成24年度植物防疫事業の実施状況と今後の取組 2
 - III 平成25年度農薬関係事業の実施状況と今後の取組 5
 - 1 農薬の適正使用 5
 - 2 疑義資材の対応 11
 - 3 販売禁止農薬の回収 14
 - 4 特定農薬（特定防除資材）の検討状況 14
 - 5 登録状況 15
 - 6 生産・流通 15
 - 7 残留農薬基準 16
 - 8 農薬の登録状況 17

- 農薬の使用基準が変更された場合の注意喚起等について 19

- 緑水産業が製造・販売した無登録農薬に対する措置について 21

- 平成24年度 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について 22

- 平成25農薬年度ゴルフ場・緑地向け農薬出荷実績 27

- 病害虫発生予察情報「特殊報」について 28

- 使用制限のかかる農薬変更登録情報 29

- 食品・添加物等規格基準の改正について 29

- 緑の安全管理士会事務局からのお知らせとお願い 30

- 緑の安全推進協会からのお知らせ 31

公益社団法人 緑の安全推進協会

● 平成 25 年度植物防疫地区協議会が開催されました

平成 25 年 11 月、農林水産省は、農政局単位で都道府県の植物防疫関係の担当者等を参集し「平成 25 年度植物防疫地区協議会」を開催しました。

同協議会では、農林水産本省、出先機関、独立行政法人等から最近の情勢についての説明、各都道府県から、当該年度の病虫害発生状況、農薬の指導等について情報交換が行われました。

緑の安全管理士の皆さんに関連すると考えられる事項については『平成 25 年度「緑の安全管理士会」支部大会研修用資料』（以下、「支部大会資料」という）に掲載しています。

ここでは、緑の安全管理士の皆さんの参考に供するため、「平成 25 年度植物防疫地区協議会」で報告された各種情報の概要をとりまとめました。

詳細については、「支部大会資料」でご確認ください。該当する情報の後に「支部大会資料」の掲載のページを記載しています。

I 平成 25 年度主要病虫害の発生概要

【水稻】

縞葉枯病は、ヒメトビウンカ越冬虫のイネ縞葉枯ウイルスの保毒虫率が高かったことから、春期以降に本病の発生が多くなることが懸念され、関東及び近畿の 4 県から注意報が発表された。

いもち病は、7 月中旬から 8 月上旬に雨が多く、本病の発生に適した天候が続いたことから、北海道、東北、近畿及び中国の一部地域で葉いもちの発生が多く、穂いもちの発生が懸念されて 11 県から注意報が発表された。

ウンカ類の飛来は、セジロウンカ、トビイロウンカともに平年より少ない地域が多かったが、トビイロウンカについては、九州地方を中心にかなり多く、増殖率の高い短翅型雌成虫が確認され、つぼ枯れ等の被害も発生したことから、5 県から警報、14 県から延べ 18 件の注意報が発表された。

斑点米カメムシ類は、北海道から中国にかけて発生が多く認められ、23 道府県から延べ 27 件の注意報が発表された。

【大豆】

スモンヨトウは、高温小雨の天候が続いたことから、東海、中国及び四国の 4 県から注意報が発表された。

【果樹】

なし黒星病は、東北及び東海で発生が多く認められ、2 県から注意報が発表された。

ももせん孔細菌病は、東北及び近畿で発生が多く、2 県から注意報が発表された。

果樹カメムシ類は、第一世代成虫が果樹園に多く飛来することが懸念されて 5 県から注意報が発表された。

【野菜及び花き】

いちごのハダニ類は、東北、東海及び九州で発生が多く注意報が発表された。

オオタバコガは、関東、東海及び四国で発生が多く、3県から注意報が発表された。

ハスモンヨトウは、東海、近畿、中国及び四国で発生が多く、5県から注意報が発表された。

支部大会資料 P1

II 平成24年度植物防疫事業の実施状況と今後の取組

○発生予察関係

発生予察事業は、農林水産大臣が都道府県の承諾を得て定める計画に従い、都道府県の協力を得て実施している。農林水産省消費・安全局では病虫害発生予報を作成し、農林水産省ホームページで公表している。都道府県での発生予察事業は、月1回程度の割合で病虫害発生予報が発表されているが、農業情勢によってその公表回数が異なっている。また、病虫害の発生状況に応じて、適時に警報、注意報、特殊報が発表された。

支部大会資料 P3及び37

○病虫害防除関係

(1) 総合的病虫害・雑草管理（IPM）の普及、定着

①「総合的病虫害・雑草管理（IPM）実践指針」（平成17年9月公表）等の策定

IPMの定義や目的、取り組むメリット等を示した「実践指針」を、また、農業者自身が、より具体的にIPMへ取り組むことができるよう、その取組状況を自ら確認できる「実践指標モデル」（チェックシート）を主要11作物において策定。

（参照：http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_ipm/index.html）

②「消費・安全対策交付金（病虫害の防除の推進）」による技術確立

都道府県都道府県では地域の実情に配慮した独自の「実践指標」を策定するとともに、モデル地区での地域育成に取り組んでいる。事業成果として、病虫害防除指針にIPM実践指標が盛り込まれている事例は、現在、12県程度である。

③「現場の宝」事例紹介

生産現場の潜在力を引き出し、その活性化を図り、農林水産業の中長期的展望を切り開く観点から、農林水産省内に「攻めの農林水産業推進本部」が設置された。取組の一環として、農業現場における先進的取組の事例を「現場の宝」とし、「高知県のIPM技術によるブランド化」と題する高知県における天敵活用を中心としたIPMの取組事例等を紹介した。

（参照：<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/saisei/honbu/>）

④ 国際情勢

OECDの農薬作業部会において、世界的にIPMの推進が議論されている。

我が国からは日本におけるIPMの取り組み状況を紹介し、併せてポスターセッションにも参加した。OECDの活動内容については、随時OECDホームページで公表される。

（参照：<http://www.oecd.org/env/chemicalsafetyandbiosafety/agriculturalpesticidesandbiocides/integratedpestmanagementandriskreduction.htm>）

支部大会資料 P6

(2) 地域特産作物（マイナー作物）の病害虫防除に使用できる農薬の適用拡大の促進

25年度の実施状況

- ① マイナー作物農薬登録推進中央協議会、作物別推進会議の開催
中央協議会等を、年間の取組スケジュールを見直して、計画的に開催する予定。
 - ② マイナー作物農薬登録推進リストの見直し
25年度から、効率的な試験設計やマッチング等の実施のためリストをとりまとめる時期及び内容を見直した。必要な試験例数等の詳細な情報をFAMIC等の協力を得て追加する予定。
 - ③ 過去の試験成績データ、農薬適用拡大試験の実務書等の情報共有
 - ④ 残留農薬分析セミナーの開催
日本農薬学会の協力を得て、学会関係者以外でも参加可能となった。
 - ⑤ 地域特産作物への農薬適用拡大加速化事業（25年度開始）
試験が困難となる等の技術的な課題が生じているマイナー作物について、必要な農薬適用拡大試験の実施を支援。
- 3) 今後の取組予定（スケジュール）
25年度のマイナー作物の農薬適用拡大に関する取組は、スケジュールに沿って計画的に進める。

支部大会資料 P 8

(3) 臭化メチル全廃に伴う土壌病害虫及び収穫物（くり）の防除対策

1) 臭化メチル全廃までの経緯

臭化メチル剤は、モントリオール議定書締約国会合において、オゾン層破壊物質として指定。我が国は、土壌消毒用途は既に平成24年末で全廃し、収穫物用途は平成25年末をもって全廃する予定。

2) 代替技術について

臭化メチルの代替技術について都道府県や関係機関と技術的課題を検討。検討会の資料については、農林水産省のホームページで公表する予定。

① 土壌消毒用途

臭化メチル剤が使用されていた作物及び土壌病害虫には何れかの有効な防除対策を講じることが可能となっている。現在、農林水産省の委託事業を延長し、技術講習会の開催等を通じ、代替技術の普及活動に取り組んでいる。

② 収穫物用途

ヨウ化メチル剤の導入・普及は、「ヨウ化メチル剤推進協議会」作成の「ヨウ化メチル剤を使用する天幕くん蒸施設(または倉庫くん蒸施設)事前確認手順書」に沿って対応する予定。また、技術マニュアルは毎年度末に更新される予定。

(URL:http://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/publication/laboratory/fruit/material/046257.html)

支部大会資料 P 1 0

(4) 農林水産航空事業

1) 事故情報の報告状況

25年度の無人ヘリ事故情報は、計36件あり。また、安全対策の強化に資する情報として、重要な案件の報告が2件あり。

2) 事故に対する対応

① 現場への指導

前年度の事故発生を踏まえた無人ヘリコプター事故防止のポイントが徹底されるよう指導。その他、安全対策マニュアルや無人ヘリコプター利用技術指針等の徹底を指導。

② 連絡体制の構築（実施主体の調査）

地区別協議会へ未加入な実施主体の把握等を行い、情報提供及び指導を行える体制が必要。

③ 労災保険

無人ヘリコプターの作業員も労災保険に加入できるよう、厚生労働省と調整中。

3) 今後の予定

① 事故情報の公表

25年度の事故の発生状況と事故防止のポイントを整理して公表する。

② 平成25年度農林水産航空事業検討会の開催

平成26年度以降の事故防止のポイント、課題等について検討を行う予定。

4) その他

① 規制緩和

無人ヘリは現在、航空機製造事業法で総重量が100kgまでとされているが、法律を所管する経産省が25年度中を目途に規制緩和を検討中。

② 新型機に対応した技術指針の改定

25年11月に無人ヘリコプターの新型機種が発売されるため、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」の別表を改正し、新型機種の散布基準を追加する予定。

支部大会資料 P11

(5) 農産物輸出促進のための新たな防除対策の確立等

1) 最近の情勢

① 「日本再興戦略」及び「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」の策定

平成25年6月に公表された「日本再興戦略」において、2020年に農林水産物・食品の輸出額を、現状の約4千5百億円から1兆円を目指すとし、国別・品目別輸出戦略を策定することとされた。その際、日本の「食文化・食産業」の海外展開、日本の農林水産物・食品の輸出の取組を、日本貿易振興機構(JETRO)等とも連携を深めつつ、一体的に推進するとされた。

農林水産省では、農林水産物等輸出促進全国協議会の地方ブロック協議会を開催し、現場の方々と意見交換し、ブラッシュアップを実施。これを踏まえ、現場の意見等を戦略案に反映し、「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」を公表した。

今後は、本輸出戦略に基づき、重点国・地域、重点品目に対し、支援を集中する。

② 輸出相手国の残留農薬基準への対応

青果物及び茶の戦略において、輸出環境整備の一つとして、輸出相手国の残留農薬基準に沿った生産体制（新たな防除体系の確立等）の確立が必要とされている。

2) 残留農薬基準値の調査について

農産物の海外への輸出促進につなげるよう、輸出重点品目のうち、残留農薬が問題となる品目及び輸出相手国について、最新の残留農薬基準をとりまとめる予定。

調査結果は、農薬使用の参考とし、当該産地での輸出促進に資するとともに、新たな防除体系を確立・導入する事業の成果の拡大につなげる予定。

3) 26年度からの取組

輸出重点品目について、輸出相手国の残留農薬基準に適合する新たな防除体系の確立等を行う事業を要求中。

支部大会資料 P 1 2

(6) 薬剤抵抗性病害虫対策

病害虫の農薬に対する抵抗性の獲得及び抵抗性を獲得した病害虫の分散スピードが速くなっていると考えられている。24年度もQ o I 剤耐性いもち病菌の発生が西日本で確認され、発生県に加えて近隣県においても発生防止のための対策が講じられた。

薬剤抵抗性病害虫への対策としては、①同一の作用機構を持つ農薬の連用を避けることを生産現場に周知徹底、②薬剤抵抗性を獲得した病害虫の発生に関する情報を関係者間で共有することが重要であり、農林水産省では関係機関と協力して、検討会やフォーラム等を開催又は活用し、関係者等に対する知識及び理解の促進に努めている。

支部大会資料 P 1 2

(7) 農薬の飛散低減対策

平成22年3月に、「平成21年度IPM技術評価基準策定・情報提供委託事業／周辺作物飛散影響防止対策基準策定事業」の成果として、農薬飛散に関する技術的な対策を取りまとめて「農薬飛散対策技術マニュアル」を公表。25年度から、新たに開発された技術や産地での取組事例を取りまとめて、当該マニュアルの追補版の策定に着手する予定。

支部大会資料 P 1 3

3 国内検疫対策

ウメ輪紋ウイルスの防除

昨年度の調査の結果、苗生産農家や造園業者など移動を前提とした植物を所有する者が集まる地域において、新たにウメ輪紋ウイルス（PPV）広域感染が確認されたことから、本年度は、主要地域の調査漏れ防止等の観点から対応を強化して、調査を実施した。

調査の結果を踏まえ、緊急防除区域の指定、追加する方針。

Ⅲ 平成25年度農薬関係事業の実施状況と今後の取組

1 農薬の適正使用

(1) 農薬の残留基準値超過事案への対応と適正使用の指導の強化

1) 現状

平成 18 年のポジティブリスト制度導入以来、農薬の適正な使用の指導の徹底を図ってきたが、依然として農薬残留基準値を超過する事例が散見される（過去 5 年間の平均で 18 件／年程度）。基準値超過の原因としては、ラベルの未確認による適用のない作物への農薬の使用、使用時期、回数または希釈倍数の誤り、散布器具の洗浄が不十分であったことによる別の作物に使用した農薬の混入、農薬のドリフト等が報告されている（別紙 1－1）。

また、生産・流通ルート別では、農産物直売所など農協を経由しないルートで販売される農産物における基準値超過がみられる。

2) 発生時の対応

農林水産省は昨年から基準値超過事案への対応のあり方を見直し、基準値超過の発生した真の原因に則した再発防止策が講じられることが重要であるとの考え方に立ち、まずは徹底的な原因究明を行っていただくようお願いしている。

このような事案が発生した場合には、購入者に対する健康影響や全国的な対応の必要性などの観点から、別紙 1－2 に示すとおり、状況の確認や必要に応じて出荷の自粛等の対応を講じていただくとともに、できるだけ速やかに農林水産省に第 1 報の提供をお願いしたい。

なお、報告時の様式の例を別紙 1－3（＝省略）に示しているので、これを参考としていただきたい。

3) 要因解析と今後の指導

また、農薬の使用履歴がない場合は農家の記憶に頼るほかなく、また誤使用の場合は記録と実際の使用方法が一致しない可能性もあり、原因究明が困難なケースもあると考えられるが、最終的に結論が推定を含むものとなったり、原因を一つに絞りきれなかったとしても、類似の事例が蓄積されていく過程で一定の傾向が見えてくる可能性もある。

そのため、残留量、使用履歴その他周辺情報を総合的に勘案して、残留基準値超過事案の発生原因を検討した上で、調査結果をご報告願いたい。

原因究明の目的は、違反を摘発して農業者を罰することではなく、同じ原因による基準値超過が再発しないように対策を講じることであり、情報を関係者間で共有し、同じ過ちを繰り返さないようにすることが重要である。また、基準値超過は使用基準違反やドリフトや防除器具の洗浄不足など農薬の不適正な使用によってのみ生じるとは限らず、農薬登録の際に想定していなかった品種、栽培体系、使用方法などが原因となることや、作物残留試験で捉えきれなかった残留量のばらつきが原因となることも否定できず、このような可能性が示唆された場合は、国において使用基準又は農薬残留基準値の変更も検討することとなる。

残留農薬基準超過及び使用基準違反事例(平成25年4月～平成25年9月末現在)

| 品目 | 農薬名 | 区分 | 検出値 (ppm) | 基準値 (ppm) | 原因 |
|--------|--------------|-----|--------------|--------------|--|
| こまつな | イソキサチオン | 殺虫剤 | 12.35 | 0.1 | 特定できず。 |
| こまつな | テブフェンピラド | 殺虫剤 | 0.045 | 0.01 | 特定できず。 |
| しゅんぎく | アトラジン | 除草剤 | 0.07 | 0.02 | 散布器具の洗浄不足。 除草剤と殺虫剤・殺菌剤で同じ散布器具を用いていた。 |
| リーフレタス | クロロタロニル(TPN) | 殺菌剤 | 1.7 | 1 | 隣接する圃場で使用した農薬が飛散した疑い。 |
| リーフレタス | プロチオホス | 殺虫剤 | 0.25 | 0.01 | 隣接する圃場で使用した農薬が飛散した疑い。 |
| プラム | マラソン | 殺虫剤 | - | - | 台木に用いたももに登録があるためプラムにも使用できると思いこみ、適用表を確認せずに使用した。 |
| なす | グリホサート | 除草剤 | - | - | 別の容器に移し替えていた除草剤を展着剤だと思い込み使用した。 |
| はくさい | オキサミル | 殺虫剤 | 0.11 | 0.01 | レタスを栽培予定でレタスに適用のある農薬を使用した圃場でレタスではなくはくさい(適用なし)を栽培した。 |
| ピーマン | フェントエート | 殺虫剤 | 0.79 | 0.1 | 特定できず。 散布器具の洗浄不足、隣接する圃場からの飛散、他作物にフェントエートを散布後、手袋を替えずにピーマンを収穫した等の原因が考えられる。 |
| セルリー | アラクロール | 除草剤 | 0.12 | 0.01 | 特定できず。 適用は無く、使用していない。散布器具の洗浄不足が原因の一つとして疑わしい。 (検出された濃度から、器具の洗浄不足だけが原因とは判断できない。) |
| にんじん | アセフェート | 殺虫剤 | 0.2 | 0.01 | 特定できず。 適用は無く、使用していない。散布器具の洗浄不足が原因の一つとして疑わしい。 (検出された濃度から、器具の洗浄不足だけが原因とは判断できない。) |
| なす | EPN | 殺虫剤 | 0.02 | 0.01 | ラベルを確認せずに適用の無いなすに使用した。 |
| ゆず | EPN | 殺虫剤 | 0.09 | 0.01 | ラベルを確認せずに適用の無いゆずに使用した。 |

残留基準違反又は適用外使用事案発生時の情報提供について

残留基準違反又は適用外使用事案の発生

都道府県における対応



農林水産省に随時情報提供
(別紙1-3の様式に記載の項目について可能な限り情報提供)

事案発生を把握した時点での情報提供内容(第1報)

- 対象作物名
- 事案の判明日
- 事案の概要
- 今後の対応予定(立入予定等)
- 収去日、収去場所
- 生産地

- 残留分析結果
- 対象農薬名
- 作物の回収の有無
- 公表の有無
- 公表予定日

第2報以降(は随時情報提供)

- 以下の項目は必須
 - 考えられる原因
 - 都道府県による指導内容
 - 再発防止策
- (注)第2報以降の情報(は同じファイルに追記して下さい。)

(2) 農薬の危害防止

1) 農薬危害防止運動（農薬による危害防止対策）

戦後、急性毒性の強い農薬の急速な普及に伴い、農薬散布者の中毒事故が相次いで発生したため、農薬の使用機会が多くなる6月～8月に、主に農薬散布者への危害を防止することを目的として、国（農林水産省、厚生労働省及び環境省）、都道府県、特別区等が連携し実施してきた。

本運動では、農薬取締法や毒物及び劇物取締法等の関係法令の規定に基づいた遵守事項や農薬の性質等に関する正しい知識を普及させることにより、農薬の適正な販売、使用及び保管管理並びに農薬の使用時における周辺環境への配慮についての周知・徹底に取り組んでいただいている。

しかしながら、依然として、土壌くん蒸剤の取扱い不注意による使用者や周辺住民への被害、農薬の不適切な管理に起因する中毒事故等が発生している。

特に土壌くん蒸剤の取扱い不注意による被害は各地で発生しており、危害防止運動以外にも通知の発出や研修会の開催等により使用者へ注意喚起が行われている都道府県もあることから、各都道府県においては他都道府県における取り組みも参考にしつつ、引き続き事故防止に努めていただきたい。

支部大会資料 P16

2) 住宅地等における農薬使用

住宅地周辺における農薬使用については、農薬の飛散が原因で周辺住民の方々や子供等に健康被害を及ぼすことのないよう、十分な配慮が必要であり、「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日付け、農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気保全局長通知）に基づき、周辺へ配慮した農薬使用の指導をお願いしている。

① 新しい住宅地通知のポイント

「住宅地等における農薬使用について」は平成15年に最初の通知を発出し、平成19年に環境省との連名で改正通知を発出した。しかしながら、その後も、人がいる時間帯の公共施設での農薬散布や事前周知のない散布等の事例が見られたため、平成25年4月26日に新たな通知を制定し発出した。新たな住宅地通知のポイントは以下のとおり。

ア 非農地（公園、街路樹等）では農地の場合と要防除水準の考え方が異なること、農薬散布区域が普段から人が滞在・通行する場所であること、また複数の関係者（施設管理者、防除業者、作業員等）の関与があり責任の明確化が必要なことから、農地とそれ以外で対策を明確に書き分けた。

イ 環境省が策定した「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」について言及し、具体的な飛散防止対策等については同マニュアルを参照するよう規定した。

ウ 地方自治体の施設管理部局が防除業者等に委託して実施する植栽管理における対応を促進する手段として、以下を通知に盛り込んだ。

- ・「グリーン購入」の推進の一環として取組みを進めること
- ・植栽管理の業務の仕様書において、本通知に掲げる遵守事項を具体的実施事項として盛り込むこと

- ・入札の資格要件として、当該事業者が当該地方自治体が指定する研修を受けたものであること、又は指定する資格（農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザー、**緑の安全管理士**、技術士等）を有する者を当該業務の実施上の責任者として規定すること
- ・農林部局又は環境部局の農薬担当者が、当該地方自治体の施設管理部局に対して、本通知の遵守に関する研修を定期的実施すること

② 通知の周知

これまで、都道府県及び市町村の努力により、各地において、本通知に基づく取組が進められているが、依然として、一般の方や市民団体から、この通知が周知されておらず、①病虫害の発生状況に関わらず定期的に散布している、②事前周知をせずに農薬を散布している、③農薬散布の対象範囲を最小限の区域に留めていない等の不適切な農薬使用が行われているという指摘がある。今後とも農業場面のみならず、道路、公園、学校、保健所、住宅等といった不特定多数の方が立ち寄る公共施設の所管部局に対しても、この通知に関する更なる周知及び理解の徹底をお願いする。

③ 他部局との連携

市民等からの農薬の不適切な使用に関する指摘に対しては、当事者間でしっかりと対応していただくことも重要と考えることから、当事者間の仲介や対応についての助言、その他の情報収集を行うために、関係部局とも連携し対応窓口の設置等適切な対応をお願いする。

④ 研修等

農林水産省農薬対策室としても環境省農薬環境管理室と連携し、国土交通省の各関係部局担当者への説明や、その他関係省庁での住宅地通知の周知状況の聞きとり、必要に応じた更なる周知をお願いしているところである。また、これまでも農政局及び都道府県等が主催する講習会、研修会において住宅地通知に係る説明に講師として職員の派遣を行っている。今後もしも相談があれば講師の派遣を検討するので、農政局、都道府県においては講習会、研修会の積極的な開催をお願いしたい。

支部大会資料 P16

(3) 蜜蜂への危害防止対策

本年5月、EUは、蜜蜂への危害を防止するため、ネオニコチノイド系農薬の使用の一部を暫定的に制限することを決定した。これを受け、これらの農薬に対する関心が高まったことに応え、蜜蜂への危害を防止することを目的として我が国で行っている取組の内容を、本年8月26日にQ&Aの形式で、農林水産省のホームページに掲載した。

1) 基本的考え方

欧米では、女王蜂や幼虫だけを残して働き蜂がいなくなる、いわゆる「蜂群崩壊症候群」(CCD)が報告されており、ネオニコチノイド系農薬との関係が疑われているが、我が国ではこのような現象は見られていない。

また、ネオニコチノイド系農薬は、害虫のみならず蜜蜂に対しても影響を与えるものであることは事実であるが、我が国の稲作において、米の商品価値を著しく低下させるカメムシの防除が重要である中、

- ・防除効果に優れており、また、カメムシ防除に使われる他の系統の農薬に比べ、人や水生生物に対する安全性等の観点から利点があること
- ・カメムシ防除に使われる農薬の中で、蜜蜂への悪影響が少ない代替剤がないことから、現時点では、蜜蜂の被害ができるだけ生じないようにしながら使用していくことが適当である。

このため、蜜蜂の被害が水稻のカメムシ防除の時期に多く報告されていることを踏まえ、ネオニコチノイド系農薬も含め、農薬を使用する場合は、農家と養蜂家との間で巣箱の設置場所や農薬の使用時期などの情報を共有し、巣箱の退避などの対策を講じるよう指導していくことが重要である。

さらに、各種農薬のカメムシ防除の効果、蜜蜂への悪影響の程度、人や水生生物への影響などのデータを収集しているところであり、その結果から、農薬による蜜蜂の死亡を減少させる効果のある対策が明らかとなれば、改めてお知らせする。

2) 被害事例に関する調査・報告について

農薬の使用が蜜蜂に及ぼしている影響を正しく理解するためには、試験研究の結果だけでなく、実際に発生する蜜蜂の被害事例について、農薬による被害の可能性を検討するための十分、かつ、詳細な情報を収集していくことが重要である。

このため、農薬による蜜蜂被害の全国的な状況を正確に把握し、被害の発生要因を踏まえた被害防止対策の検討に資するため、本年5月に「蜜蜂の被害事例に関する調査・報告について」を通知し、平成25年から平成27年度までの3年間、蜜蜂の被害事例のうち農薬の関与が疑われるものについて、蜜蜂被害と周辺作物の作付け状況、農薬の使用状況との関連性等の情報を収集することとしたところである。

- 本調査については、平成27年度まで継続して実施し、できるだけ多くの知見を収集。
- 送付された死亡虫については、FAMICにて順次農薬分析を行う予定。
- ある程度の情報が集まった時点で、蜜蜂の被害の発生要因について、地域や農薬の使用実態、事前周知などの対策の有無等を踏まえ、解析に取り組む。

支部大会資料 P17

2 疑義資材の対応

(1) これまでの取組

- 1) 農薬登録を受けていないにもかかわらず、病虫害の防除効果を謳った資材や、農薬成分を含む資材（＝「疑義資材」）は、無登録農薬に当たることから、「無登録農薬と疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」（平成19年11月22日付け、消費・安全局長通知）に基づき、製造者に対する指導・取締りを実施。また、農林水産省のHPに「農薬目安箱」を設置して、疑義資材に関する情報提供を広く受け付け。
- 2) 都道府県による農薬販売店の立入調査や農政局・地域センター等による除草剤販売業者に対する点検調査等の機会を捉え、疑義資材は無登録農薬に当たり、取り扱うべきでないことを販売店に対して指導。
- 3) 農薬の適正な利用の観点から、リーフレットを農薬使用者へ配布。

(2) 疑義資材への対応の現状と今後の進め方

1) 収集された疑義資材情報への対応

農薬目安箱、都道府県等から提供された情報は、疑義資材情報に当たるかどうかの確認を行った上で、当該資材の製造者等を特定し、「疑義表示資材」（農薬としての効能効果を標榜している資材）については、地方農政局、地域センター等から、農薬取締法、疑義資材通知等の周知及び表示の是正指導を実施。

一方、「疑義成分資材」（成分からみて農薬に該当し得る資材）については、地方農政局、地域センター等が資材を購入し、有効成分及び含有量の分析等を行い、薬効が確認される含有量が確認された場合は立入検査等を実施。

2) 疑義資材の指導・収集について

① 販売者・生産者に対する指導

引き続き、販売者に対しては登録された農薬以外の農薬を販売しないよう、また、生産者に対しては農薬の適正使用の指導の一環として登録された農薬を使用するよう指導の徹底をお願いする。

② 疑義資材に関する情報収集

販売店に対する巡回指導、生産者や一般の方からの情報提供により得られた資材に関する情報は、最寄りの地方農政局、地域センター等を通じてご提供いただくようお願いする。

農林水産省においては、得られた情報について必要に応じて地方農政局・地域センター等により周辺調査（任意調査）を実施することとしている。このため、情報をご提供いただいた機関、団体等に対して調査に協力をお願いする場合がある。

③ 病虫害防除に係る試験研究の成果等の普及に当たっての注意点

都道府県の試験場等における防除技術の開発に当たっては、農薬的効果を有する資材は、特定農薬に当たるものでない限り農薬登録がされなければ販売（譲渡を含む）も使用もしてはならないなどの農薬取締法に基づく規制を念頭に、技術の普及も含めて計画段階から慎重にご検討いただきたい。また、いわゆる耕種的防除に当たる技術であっても、成果の普及に当たって技術の背景について十分な説明がなされないと、資材が「農薬」であるとの誤解を招きかねないので、十分にご注意願いたい。

(3) 最近の対応事例

農林水産省は、ピレトリン類を含有する除虫菊抽出物を配合して製造されていた 2 製品が農薬取締法に違反する無登録農薬に該当すると確認し、これらの製品を製造・販売した者に対し立入検査を実施。その結果、さらに無登録農薬に該当すると確認された同社の 3 つの関連製品を加えた 5 製品について製造・販売を中止し、すでに販売した製品の自主回収を行うよう指導を実施した（別紙 2 参照）。

支部大会資料 P 2 1

株式会社 セリエが製造、販売した製品「漢方の力 DE 収量・食味安定」等の自主回収について

農林水産省は、株式会社 セリエ(神奈川県横浜市)が製造・販売した製品「漢方の力 DE 収量・食味安定」及び「天然の力 DE 野菜・果樹元気」に農薬の有効成分であるピレトリン類が殺虫効果を有する程度含まれることを確認し、同社に立入検査を実施しました。

その結果、同社の関連製品である「黒酢の力 DE 殺菌効果」、「天然の力 DE 薔薇元気」及び「天然の力 DE 草花元気」が、ピレトリン類を含有する除虫菊抽出物を配合して製造されていたことが判明しました。

上記の 5 製品は、農薬取締法第 2 条第 1 項に違反する無登録農薬に該当することから、農林水産省は、同社に対しこれら 5 製品の製造・販売を中止し、すでに販売した製品の自主回収を行うよう指導しました。

なお、ピレトリン類の性質等からみて、当該製品の使用が国民の健康及び生活環境に大きな影響を与えることはないものと考えています。

概要

1. 農林水産省は、株式会社 セリエ(神奈川県横浜市)が製造・販売した製品「漢方の力 DE 収量・食味安定」及び「天然の力 DE 野菜・果樹元気」を分析した結果、農薬の有効成分であるピレトリン類が殺虫効果を有する程度含まれることを確認しました。
2. 当該製品は無登録農薬に該当することから、農林水産省は、2 月 5 日及び 2 月 8 日に株式会社 セリエへの立入検査を行いました。

その結果、

 - (1) 当該製品は、原料を中国から輸入し、国内の業者に製造を委託していること
 - (2) 同社が製造する当該製品及び関連製品の原料の一つとしてピレトリン類を含有する除虫菊抽出物が使用されていること
 - (3) 当該製品について、同社は除虫菊抽出物の配合を指示していなかったが、製造の過程において何らかの原因でピレトリン類が混入したと考えられること
 - (4) 同社の関連製品である「黒酢の力 DE 殺菌効果」、「天然の力 DE 薔薇元気」及び「草花元気」が、ピレトリン類を含有する除虫菊抽出物を配合して製造されていたことからこれらの製品も無登録農薬に該当すること
 - (5) これら 5 製品の出荷量はごくわずかであること

等が明らかになりました。
3. 農林水産省は、2 月 8 日に、同社に対しこれら 5 製品の製造・販売を中止し、すでに販売した製品の自主回収を行うよう指導するとともに、自主回収の状況等について報告することを命じました。
4. 農林水産省の指導に基づき、同社は、これら 5 製品の製造・販売を中止し、当該商品を卸した先に連絡し在庫品の回収を行うとともに、商品を購入した方からの返品にも応じるとしています。
5. また、農林水産省は、本日、都道府県等に対し以下の内容を含む通知を発出し、農薬の販売や使用の規制について改めて注意喚起を行いました。
 - (1) 農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。)第 9 条第 1 項の規定により、農薬の販売者は、容器又は包装に製造者又は輸入者により登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第 7 条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならないこと。
 - (2) 法第 11 条の規定により、農薬の使用者は、容器又は包装に製造者又は輸入者により登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第 7 条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を使用してはならないこと。

- (3)保有している農薬に、法第7条に基づく表示がされていないものを発見した場合には、当該農薬の製造者、輸入者又は販売者に返品するか、産業廃棄物として適切に処理することとし、決して販売(譲渡を含む)又は使用しないこと。
6. なお、ピレトリン類の性質等からみて、これら5製品の使用が国民の健康及び生活環境に大きな影響を与えることはないものと考えています。

(URL: http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/130213_1.html)

3 販売禁止農薬の回収

(1) 経緯

農薬の販売の禁止を定める省令(平成15年農林水産省令)において定められている販売禁止農薬は、使用も禁止(その人畜又は環境への影響から販売が禁止されているものである)ので、無登録農薬の使用と同じく厳しく規制)。しかしながら、平成22年にケルセンを含む農薬が誤って使用された事例がこれまでに2件報告。

このため、「販売禁止農薬等の回収について」(平成23年12月13日付け、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)により、ケルセンに加え、ベンゾエピンについて、農家等の在庫として保有されている製品の誤使用を未然に防止すべく、農薬販売店及び農協を拠点として農薬メーカーによる回収を強化することとし、都道府県に対しても、農家等に対する周知をお願いしてきた。

(2) 今後の進め方

取組により、量は少ないが回収されている。都道府県及び関係者の皆様におかれては、今後も機会を捉えて販売禁止農薬の回収を呼びかけていただき、農家在庫の一掃に御協力願いたい。

支部大会資料 P24

4 特定農薬(特定防除資材)の検討状況

(1) これまでの検討の経緯

平成14年に農薬取締法が改正され、「原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなもの」として、農林水産大臣及び環境大臣が特定農薬(以下、通称である「特定防除資材」と称す)に指定したものは、農薬登録を不要とする制度が新設された。

農林水産省及び環境省で、特定農薬の候補となる資材の情報収集を行ったところ、740種の資材に関する情報が寄せられた。その情報を基に、農業資材審議会及び中央環境審議会合同会合(以下「合同会合」という。)において審議を行い、平成15年に、食酢、重曹及び使用場所の周辺で採取された天敵を特定農薬として指定した。

その他の資材については情報をさらに収集しつつ、特定農薬の指定の検討対象とすべきかどうか整理を行った。その結果、引き続き特定農薬の指定の検討対象とする資材を35種類に絞り込み(以下「検討対象資材」という。別紙1参照=省略。)、これら以外の資材については検討対象から除外することを都道府県及び関係団体に周知した。

検討対象資材については、資料が整ったものから合同会合において審議を行っているところであり、審議中の資材は以下のとおりである。

- ・電解次亜塩素酸水（食品安全委員会から答申を受け、パブリックコメント中）
- ・エチレン、焼酎（食品安全委員会から答申を受け、第 15 回で審議予定）
- ・木酢液（第 6 回、10 回、11 回、14 回で審議。継続審議中）
- ・ウエスタン・レッド・シーダー蒸留抽出液（第 10、11 回で審議。継続審議中）
- ・ヒノキの葉（第 10 回で審議。継続審議中）
- ・ホソバヤマジソ（第 12 回で審議。第 15 回で審議予定）
- ・二酸化チタン（第 13 回で審議。継続審議中）

(2) 今後の進め方

①特定農薬の指定について

「電解次亜塩素酸水」、「エチレン」及び「焼酎」について、順次パブリックコメントを実施している。今後、パブリックコメントの意見を踏まえ、農業資材審議会の意見を聴取の上、特定農薬として指定する。指定する際には、指定対象の範囲や参考となる使用方法等についての通知（別紙 2 = 省略）を発出する予定。

②検討対象資材の取扱いについて

検討対象資材のうち、審議中の資材及び農薬としての使用実態のある資材（別紙 3 = 省略）については必要な資料が整い次第、順次合同会合で審議を行っていく予定。また、使用実態のない資材（別紙 3 = 省略）については、検討対象資材から除外することを検討する。

支部大会資料 P 2 6

5 登録状況

平成 25 農薬年度（平成 24 年 10 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日）末現在の有効登録件数は 4,342 件、有効成分数は 555 種類で、同農薬年度中の新規登録件数は 230 件、新たに登録された有効成分数は 16 種類（殺虫剤 3，殺菌剤 9，除草剤 4）であった。

| 区分 \ 農薬年度 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 有効登録件数 | 4,241 | 4,341 | 4,361 | 4,516 | 4,450 | 4,358 | 4,342 |
| 新規登録件数 | 223 | 239 | 217 | 315 | 182 | 156 | 230 |
| 新規登録有効成分数 | 11 | 10 | 12 | 12 | 12 | 5 | 16 |

支部大会資料 P 3 0

6 生産・流通

平成 24 農薬年度（平成 23 年 10 月 1 日～平成 24 年 9 月 30 日）における農薬の出荷は、前年度に比べ数量では、0.4 %減の 232 千 t 又は kl, 金額では 1.8 %増の 3,616 億円となった。

平成 24 農薬年度農薬出荷状況

(単位：t, kl, 百万円, %)

| 用 途 | | 平成 23 農薬年度 出 荷 | 平成 24 農薬年度 | |
|-------|-----|-------------------|------------|------|
| | | | 出 荷 | 対前年比 |
| 殺 虫 剤 | 数 量 | 86,184 | 83,578 | 97 |
| | 金 額 | 116,574 | 116,706 | 100 |
| 殺 菌 剤 | 数 量 | 45,504 | 43,606 | 96 |
| | 金 額 | 75,024 | 73,378 | 98 |
| 殺虫殺菌剤 | 数 量 | 20,766 | 20,991 | 101 |
| | 金 額 | 34,872 | 36,320 | 104 |
| 除 草 剤 | 数 量 | 67,935 | 71,423 | 105 |
| | 金 額 | 115,754 | 123,295 | 107 |
| そ の 他 | 数 量 | 12,527 | 12,398 | 99 |
| | 金 額 | 12,787 | 11,863 | 93 |
| 合 計 | 数 量 | 232,915 | 231,996 | 100 |
| | 金 額 | 355,011 | 361,562 | 102 |

(注) 出荷には輸出分は含まない。

支部大会資料 P 3 0

7 残留農薬基準

(1) 魚介類の残留農薬基準の設定

平成 18 年に実施された残留農薬の検査において、シジミ中から水田用農薬が基準値（一律基準値）を超えて検出され、出荷停止の事態を招いた。

このため、農林水産省では、止水期間の遵守、畦畔整備による漏水防止等の水管理の徹底を周知させるとともに、魚介類への基準値を設定するよう、87 農薬について厚生労働省あてに設定依頼を行い、これまでに 61 農薬の基準値が告示されている（平成 25 年 10 月 22 日現在）。

支部大会資料 P 3 1

(2) 暫定基準値の一括削除

厚生労働省は、国内の登録・承認がない又は失効している、海外においても基準値の設定がなされていない等から、現在、食用農作物等に使用するための農薬等として製造等されていないと考えられる農薬成分の暫定基準値を削除する手続きを進めている。平成 25

年 2 月に農薬等 24 品目の基準値を削除したのに続き、平成 25 年 10 月に新たに農薬等 7 品目（別紙参照＝省略）の基準値を削除した。

支部大会資料 P 3 2

8 農薬の登録状況

(1) 新規の有効成分を含む農薬の登録状況（平成 24 年 10 月～平成 25 年 9 月）

| 一般名 | 農薬名 | 主な適用の内容 |
|------------------------------|----------------|-----------------------------------|
| トウガラシマイルドモットルウイルス弱毒株 | グリーンペパー PM | ピーマン(トウガラシマイルドモットルウイルスによるモザイク病)、他 |
| スピロテトラマト | モベントフロアブル | きゅうり(ハダニ類)、他 |
| フルチアニル | ガッテン乳剤 | きゅうり(うどんこ病)、他 |
| メタゾスルフロン | ツインスター 1 キロ粒剤 | 移植水稻(水田一年生雑草、他) |
| アベルメクチン B 1 a (アバメクチンの 1 成分) | エイビッド | 花き類・観葉植物(ミカンキロアザミウマ) |
| アベルメクチン B 1 b (アバメクチンの 1 成分) | エイビッド | 花き類・観葉植物(ミカンキロアザミウマ) |
| テブフロキン | トライ 2 粉剤 DL | 稲(いもち病、他) |
| シュードモナス ロデシア | マスターピース水和剤 | ばれいしょ(軟腐病)、他 |
| トプラメゾン | アルファード液剤 | 飼料用とうもろこし(一年生雑草) |
| ヘキサジノン | HCC レールシャープ、他 | 樹木等(一年生雑草、多年生雑草) |
| フルキサピロキサド | セルカディスフロアブル | 西洋芝(ハントグラス)(フェアリーリング病、他)、他 |
| フェンピラザミン | ピクシオ DF | かんきつ(灰色かび病) |
| フルオピラム | オルフィンフロアブル | なし(黒星病、他)、他 |
| エタボキサム | エトフィンフロアブル | ばれいしょ(疫病)、他 |
| イプフェンカルバゾン | ファイター 1 キロ粒剤、他 | 移植水稻(水田一年生雑草、他) |
| キイカブリダニ | キイトップ | なす(施設栽培)(アザミウマ類) |

支部大会資料 P 4 4

(2) 農薬登録が失効した有効成分（平成 24 年 10 月～平成 25 年 9 月）

| 一般名 | 農薬名 | 失効年月日 |
|------------------|------------|----------|
| E D D P | ヒノザン乳剤 3 0 | H25.2.19 |
| ポリカーバメート | ビスダイセン水和剤 | H25.2.28 |
| モナクロスポリウムフィマトパガム | ネマヒトン | H25.4.9 |
| ナミヒメハナカメムシ | オリスター | H25.7.6 |

支部大会資料 P 4 9

(3) 生物農薬の登録状況(平成24年10月～25年9月)

(新規登録)

| | | |
|-------------------------|------------|-----------------------------------|
| トウガラシマイルドモットルウイルス弱毒株水溶剤 | グリーンペーパーPM | ピーマン(トウガラシマイルドモットルウイルスによるモザイク病)、他 |
| シュードモナス ロデシア水和剤 | マスタピース水和剤 | ばれいしょ(軟腐病)、他 |
| キイカブリダニ剤 | キイトップ | なす(施設栽培)(アザミウマ類) |
| ナミテントウ剤 | テントップ | 野菜類(施設栽培)(アブラムシ類) |

(変更登録)

B T水和剤、ミヤコカブリダニ剤、ボーベリア バシアーナ水和剤、イサエアヒメコバチ剤、ハスモンヨトウ核多角体病ウイルス水和剤、バチルス ズブチリス水和剤、バリオボラックス パラドクス水和剤、ミヤコカブリダニ剤、

支部大会資料 P50

(4) 生産量の少ない作物(発生地域限定病害虫を含む)の主な登録状況

(平成24年10月～平成25年9月)

—省略—

支部大会資料 P51

登録農薬の現状

登録農薬の現状

| (1) 剤型別用途別登録件数 | | 平成25年 9月 30日 | | | | | | | 現在 | |
|----------------|-----------|--------------|-----------|------|-------|-----------|-----|-----|-------|--------|
| 剤型 | 用途 | 殺虫剤 | 殺虫 殺菌剤 | 殺菌剤 | 除草剤 | 成長 調整剤 | 殺そ剤 | その他 | 合計 | 比率 (%) |
| 粉 | 剤 | 95 | 178 | 105 | 0 | 2 | 0 | 1 | 381 | 8.8 |
| 粒 | 剤 | 193 | 217 | 88 | 714 | 8 | 22 | 4 | 1,246 | 28.7 |
| 粉 | 粒 剤 | 5 | 5 | 9 | 38 | 2 | 0 | 0 | 59 | 1.4 |
| 水 | 和 剤 | 307 | 76 | 573 | 415 | 10 | 0 | 8 | 1,389 | 32.0 |
| 水 | 溶 剤 | 27 | 2 | 10 | 11 | 13 | 1 | 0 | 64 | 1.5 |
| 乳 | 剤 | 230 | 3 | 35 | 95 | 16 | 0 | 0 | 379 | 8.7 |
| 液 | 剤 | 59 | 15 | 40 | 163 | 34 | 1 | 1 | 313 | 7.2 |
| 油 | 剤 | 11 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 | 16 | 0.4 |
| エ | ア ソ ル | 16 | 11 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 29 | 0.7 |
| ベ | ー ス ト 剤 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0.0 |
| そ | の 他 | 154 | 0 | 47 | 51 | 6 | 5 | 201 | 464 | 10.7 |
| そ | く ん 煙 剤 | 18 | 0 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 36 | 0.8 |
| の | く ん 蒸 剤 | 49 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 50 | 1.2 |
| 他 | 塗 布 剤 | 0 | 0 | 2 | 0 | 5 | 0 | 1 | 8 | 0.2 |
| の | 微 量 散 布 剤 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 内 | 農 薬 肥 料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 72 | 72 | 1.7 |
| 訳 | そ の 他 | 87 | 0 | 27 | 51 | 0 | 5 | 128 | 298 | 6.9 |
| 合 | 計 | 1,097 | 507 | 912 | 1,487 | 91 | 29 | 219 | 4,342 | |
| 比 | 率 (%) | 25.3 | 11.7 | 21.0 | 34.2 | 2.1 | 0.7 | 5.0 | | |

(注) 比率は小数点以下第2位を四捨五入により算出した

登録農薬の現状

(2) 混合数別登録件数

平成25年 9月 30日 現在

| 用途 | 単剤 | 混合剤 | | | | 合計 | 比率(%) |
|---------|-------|-------|------|------|------|-------|-------|
| | | 2種混合 | 3種混合 | 4種混合 | 5種混合 | | |
| 殺虫剤 | 945 | 151 | 1 | 0 | 0 | 1,097 | 25.3 |
| 殺虫殺菌剤 | 0 | 250 | 180 | 65 | 12 | 507 | 11.7 |
| 殺菌剤 | 592 | 296 | 24 | 0 | 0 | 912 | 21.0 |
| 除草剤 | 475 | 382 | 429 | 197 | 4 | 1,487 | 34.2 |
| 植物成長調整剤 | 85 | 6 | 0 | 0 | 0 | 91 | 2.1 |
| 殺そ剤 | 29 | 0 | 0 | 0 | 0 | 29 | 0.7 |
| その他 | 188 | 20 | 4 | 5 | 2 | 219 | 5.0 |
| 合計 | 2,314 | 1,105 | 638 | 267 | 18 | 4,342 | |
| 比率(%) | 53.3 | 25.4 | 14.7 | 6.1 | 0.4 | | |

(注) 比率は小数点以下第2位を四捨五入により算出した

登録農薬の現状

(3) 急性毒性ランク別登録件数

平成25年 9月 30日 現在

| 用途 | 急性毒性 | | | | 合計 | 比率(%) |
|---------|-------|-----|-----|------|-------|-------|
| | 普通物 | 劇物 | 毒物 | 特定毒物 | | |
| 殺虫剤 | 766 | 315 | 7 | 9 | 1,097 | 25.3 |
| 殺虫殺菌剤 | 481 | 26 | 0 | 0 | 507 | 11.7 |
| 殺菌剤 | 859 | 53 | 0 | 0 | 912 | 21.0 |
| 除草剤 | 1,473 | 11 | 3 | 0 | 1,487 | 34.2 |
| 植物成長調整剤 | 90 | 1 | 0 | 0 | 91 | 2.1 |
| 殺そ剤 | 23 | 6 | 0 | 0 | 29 | 0.7 |
| その他 | 218 | 1 | 0 | 0 | 219 | 5.0 |
| 合計 | 3,910 | 413 | 10 | 9 | 4,342 | |
| 比率(%) | 90.1 | 9.5 | 0.2 | 0.2 | | |

(注1) 本表における「普通物」とは、毒・劇物に該当しないものを指している通称として用いた

(注2) 比率は小数点以下第3位を四捨五入により算出した

● 農薬の使用基準が変更された場合の注意喚起等について

農林水産省は、過去に適用がありその適用が数年前に削除された作物に対して、最終有効年月を過ぎた農薬を当時の使用基準に従って使用したことにより、残留農薬基準値を超過したと考えられる事例が発生したことから、最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないように指導しています。

最終有効年月を過ぎた農薬を使用することは、使用基準の変更があったとしても、変更気付かずに古い使用基準で使用してしまう可能性があり、残留農薬基準値が変更されている場合は、使用した農産物が残留農薬基準値を超過する可能性があります。

最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう注意してください。

(参考)

事務連絡

平成25年11月7日

各地方農政局消費・安全部安全管理課長殿
北海道農政事務所消費・安全部安全管理課長殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課長殿

消費・安全局農産安全管理課農薬対策室
課長補佐（農薬指導班）

農薬の使用基準が変更された場合の注意喚起等について

今般、過去に適用がありその適用が数年前に削除された作物に対して、最終有効年月を過ぎた農薬を当時の使用基準に従って使用したことにより、食品衛生法に基づき定められた残留農薬基準値を超過したと考えられる事例が発生しました。

適用作物等使用基準の変更のうち、使用制限となる登録の変更については、農政局を通じて各都道府県担当者に情報提供し、防除基準等の見直しが必要な場合は、速やかに見直しを行うとともに、当該農薬の使用基準等の変更内容とあわせ、防除基準等の見直しの内容を速やかに関係者に周知するようお願いしています。

このようななか、最終有効年月を過ぎた農薬を使用することは、農薬購入時から使用するまでの間に使用基準の変更があったとしても、変更に係る注意が薄れ、農業者が変更気付かずに添付されたラベルに従い古い使用基準で使用してしまう可能性があります。残留農薬基準値が変更されている場合は、今般の事例のように、使用した農産物が残留農薬基準値を超過する可能性もあります。そもそも農薬は、その薬効を保証するため農薬の容器に最終有効年月を表示することとされており、最終有効年月を過ぎた農薬については、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第2条第2項に基づき、使用しないよう指導しています。

つきましては、貴局管内都道府県に対し、従来どおり使用基準の変更があった場合には関係者に速やかに周知するとともに、最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう改めて注意喚起を願います。

● 緑水産業が製造・販売した無登録農薬に対する措置について

平成25年12月3日、農林水産省は、ピレトリンを有効成分とする登録農薬と特殊肥料を混合し、それを新たな製品として販売した事例があり、当該製品の製造・販売者に農薬取締法に基づく指導を実施したと発表しました。

概要は、

「緑水産業が、ピレトリン類を含む登録農薬を特殊肥料に混合し、新たな製品「ころしやくん」として農薬登録を受けずに製造・販売していたことが判明したため、農林水産省は、緑水産業に対し立入検査を実施し、農薬取締法に違反する無登録農薬に該当する製品の製造・販売を中止するよう指導しました。」

などとするものです。

「緑の安全管理士」の皆さんは、以下の事項に留意するとともに、関係者に対して注意喚起をお願いします。

- 農薬取締法第9条、第11条等の規定により、農薬の販売者は、容器又は包装に製造者又は輸入者により登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第7条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売、使用しないでください。
- また、保有している農薬に、農薬取締法第7条に基づく表示がされていないものを発見した場合には、当該農薬の製造者、輸入者又は販売者に返品するか、産業廃棄物として適切に処理することとし、決して販売(譲渡を含む)又は使用しないでください。

(URL:<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/131203.html>)

(参考)

25 消安第 4133 号
平成 25 年 12 月 3 日

北海道農政事務所消費・安全部長
東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州農政局消費・安全部長殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

緑水産業が製造・販売した無登録農薬に関する注意喚起について

今般、緑水産業（宮崎県西諸県郡高原町）が登録農薬を特殊肥料に混合し、新たな製品「ころしやくん」として販売していたことを確認したため、平成25年9月25日に農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づく立入検査を実施するとともに、同項の規定に基づく報告を命じました。

その結果、当該製品は、ピレトリンを有効成分とする登録農薬と特殊肥料を2対8の割合で混合し製造したものであります。また、登録農薬を混合した割合及び当該

製品の表示から、使用時のピレトリン濃度は混合した登録農薬の使用時の濃度と同等であり、農薬の有効成分であるピレトリン類が殺虫効果を有する濃度であることが判明しました。

当該製品は、法第 2 条第 1 項に違反する無登録農薬に該当することから、緑水産業は、当方の指導に基づき、今後、当該製品の製造・販売を中止するとともに、緑水産業が把握できている当該製品の販売先に対し当該製品を廃棄するよう依頼しました。

ついては、当該事実を農林水産省ホームページで公表したので、貴局管下都道府県に対し周知するとともに、別記の事項について、都道府県で作成しているチラシ等を用いて周知するなど無登録農薬を販売・使用しないよう農薬販売店及び農薬使用者に改めて注意喚起を実施するよう指導をお願いいたします。また、農薬成分の混入の疑いのある製品の情報を得た場合は、速やかに当課農薬対策室宛て連絡をお願いいたします。

なお、同様の趣旨の通知を全国農業協同組合連合会肥料農薬部長、全国農薬協同組合理事長、一般社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会会長及び家庭園芸肥料・用土協議会会長宛て発出していることを申し添えます。

別 記

1. 法第 9 条第 1 項の規定により、農薬の販売者は、容器又は包装に製造者又は輸入者により登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第 7 条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならないこと。
2. 法第 11 条の規定により、農薬の使用者は、容器又は包装に製造者又は輸入者により登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第 7 条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を使用してはならないこと。
3. 保有している農薬に、法第 7 条に基づく表示がされていないものを発見した場合には、当該農薬の製造者、輸入者又は販売者に返品するか、産業廃棄物として適切に処理することとし、決して販売（譲渡を含む）又は使用しないこと。

● 平成 24 年度 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について

平成 25 年 12 月 20 日、農林水産省は、平成 24 年度の農薬に関する事故や被害の調査結果を取りまとめ公表しました。

概要

- ・ 人が被害にあった事故件数は 38 件で前年度に比べて 2 件増えた。被害を受けた人数は前年度に比べて 12 人増え、60 人であった。死亡者は前年度の 8 人から 2 人と少なかった。
- ・ 事故原因別の発生数では、件数をもっとも多かったのは「保管管理不良、泥酔等による誤飲・誤食」で、認知症の人が飲料、食品と間違えて飲んでしまったり、飲料等の空容器に移し替えたために事故が起こったケースなどが多かった。

- ・被害を受けた人の数をもっとも多かったのは「作業後の管理不良」で、土壤くん蒸剤（クロルピクリン：劇物）の使用後ほ場の被覆を完全に行わなかったため、揮発した農薬を吸い込んで、目の痛みや体調不良などを起こしたものだ。

農水省では、これらの被害を防ぐため、①農薬を飲料の空容器に移し替えない、②農薬を飲食品と分けて保管・管理する、③土壤くん蒸剤使用後は適切な被覆を完全に行う、④農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用する、⑤作業後は身体を洗い流し、洗眼・うがいをするとともに衣服を交換することなどを徹底するよう呼びかけています。

(参考)

平成 24 年度 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について

農林水産省が実施した、平成 24 年度に発生した農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況の調査の結果、農薬を飲料の空容器等に移し替えたために誤って飲んでしまったり、土壤くん蒸剤（クロルピクリン剤）処理後の作業管理（被覆、空容器の処理）が不適切だったこと等が原因で発生した中毒事故は 38 件でした。

これらの事故を防止するには

- ・農薬を飲料の空容器等に移し替えない
 - ・農薬を飲料と分けて保管・管理する
 - ・土壤くん蒸剤を使用した際は適正な資材により被覆を完全に行う
- などの取組が重要です。

農林水産省は、全国的な農薬の安全使用を一層推進するため、この結果を都道府県に通知し、農薬の安全使用の指導を徹底するよう依頼しました。また、本調査結果を平成 26 年度の「農薬危害防止運動」の重点項目の検討の際に活用するなど、農薬事故の防止に取り組んでまいります。

調査目的・調査対象

農林水産省は、より効果的な再発防止対策の策定を目的として、厚生労働省と連携して農薬の使用に伴う事故及び被害の実態を把握するための調査を実施しています。

平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月までに発生した農薬による人の中毒事故、農作物・家畜などの被害を調査の対象とし、全都道府県に情報提供を依頼しました。

調査結果

| 事故の 対象 | 件 数 | 原因 |
|-----------|---------|--|
| 人 | 38 件 | 農薬を飲料の空容器等に移し替えたり、食品と同じ場所で保管したりするなど、不適切な保管管理をしたため、食品と誤って飲んだり、農薬が漏洩した（16 件） 土壤くん蒸剤（クロルピクリン剤）処理後の作業管理（被覆、空容器の処理）が不良だった（7 件） |

| | | |
|-----|---------|--|
| | | 農薬の散布時にマスクなどの防護装備が不十分だった（5件） |
| 農作物 | 14 件 | 農薬の使用方法を誤ったり、隣接する作物や畦畔に使用した農薬が飛散した |
| 蜜蜂 | 11 件 | 因果関係は不明だが、農薬の使用時期に蜜蜂の斃死（※）が発生した事故が含まれる |
| 魚類 | 6 件 | 因果関係は不明だが、農薬が原因として疑わしい事故 |

※斃死（へいし）：動物が予測されない死に方をすること

今後の対応

事故を防止するためには、以下の取組を行うことが重要です。

- ・ 農薬を飲料の空容器等に移し替えない
- ・ 農薬を飲食品と分けて保管・管理する
- ・ 土壌くん蒸剤を使用した際は適正な資材により被覆を完全に行う
- ・ 農薬を扱う際にはラベルを確認し、その記述を守って防護メガネやマスク等の防護装備を着用する
- ・ 周辺の作物や人畜に影響を及ぼさないよう、飛散防止対策を十分に行う
- ・ 不要になった農薬は、廃棄物処理業者に処理を依頼するなど適正に処理する

農林水産省は、全国的な農薬の安全使用を一層推進するため、この結果を都道府県に通知し、農薬の安全使用の指導を徹底するよう依頼しました。また、本調査結果を平成 26 年度の「農薬危害防止運動」の重点項目の検討の際に活用するなど、農薬事故の防止に取り組んでまいります。

本調査は引き続き実施していきます。

公表資料

「平成 24 年度 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況」及び過去 5 年の調査結果は、当省ホームページから御覧になれます。

URL：http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_topics/h20higai_zyokyo.html

過去5ヶ年の事故及び被害の発生状況

1. 人に対する事故

(件(人))

| | | 年度 | | | | |
|----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区分 | | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 死亡 | 散布中 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| | 誤用 | 3(3) | 3(3) | 3(3) | 8(8) | 2(2) |
| | 小計 | 3(3) | 3(3) | 3(3) | 8(8) | 2(2) |
| 中毒 | 散布中 | 7(38) | 8(42) | 11(21) | 10(18) | 18(36) |
| | 誤用 | 9(24) | 16(34) | 24(28) | 18(22) | 18(22) |
| | 小計 | 16(62) | 24(76) | 35(49) | 28(40) | 36(58) |
| 計 | | 19(65) | 27(79) | 38(52) | 36(48) | 38(60) |

(注)集計した事故には、発生時の状況が不明のものも含む。

区分欄の「誤用」とは、誤飲、誤食等を指し、自他殺は含めない。散布中以外の事故を含む。

(原因別)

(件(人))

| | 年度 | | | | |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 原因 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| マスク、メガネ、服装等装備不十分 | 2(2) | 1(1) | 3(3) | 7(12) | 5(5) |
| 強風中や風下での散布等本人の不注意 | 1(2) | 0(0) | 1(1) | 1(1) | 5(5) |
| 長時間散布や不健康状態での散布 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| 防除機の故障、操作ミスによるもの | 0(0) | 0(0) | 3(4) | 0(0) | 0(0) |
| 散布農薬のドリフトによるもの | 2(23) | 2(2) | 2(2) | 0(0) | 1(1) |
| 農薬使用後の作業管理不良 | 4(16) | 5(39) | 2(11) | 2(5) | 7(25) |
| 保管管理不良、泥酔等による誤飲誤食 | 7(16) | 6(6) | 12(12) | 16(17) | 16(16) |
| 薬液運搬中の容器破損、転倒等 | 2(5) | 3(9) | 1(4) | 0(0) | 0(0) |
| その他 | 0(0) | 4(16) | 1(1) | 2(5) | 1(5) |
| 原因不明 | 1(1) | 6(6) | 13(14) | 8(8) | 3(3) |
| 計 | 19(65) | 27(79) | 38(52) | 36(48) | 38(60) |

2. 農作物、家畜等に対する被害

(件)

| 年度 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
|------|----|----|----|----|----|
| 被害対象 | | | | | |
| 農作物 | 17 | 8 | 7 | 8 | 14 |
| 家畜 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 蚕 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 蜜蜂 | 2 | 5 | 6 | 8 | 11 |
| 魚類 | 5 | 6 | 4 | 10 | 6 |
| 計 | 24 | 19 | 17 | 26 | 31 |

3. 自動車、建築物等構造物に対する被害

(件)

| 年度 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
|------|----|----|----|----|----|
| 被害対象 | | | | | |
| 自動車 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 建築物 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |

● 平成 25 農薬年度ゴルフ場・緑地向け農薬出荷実績

(平成 25 年 11 月 20 日)

ゴルフ場・緑地分野での農薬の出荷実績は、数量が 6,242ton・kℓ（前年比 ▲104ton・kℓ（98.4%））、金額は 25,639 百万円（前年比+1,808 百万円（107.7%）で、数量減、金額増となった。内容は、殺虫剤は数量、金額ともに増、殺菌剤は数量、金額ともに減、除草剤は数量微減、金額の増。ここ数年伸長している植調剤は数量、金額ともに増、その他分野（主として殺そ・殺藻剤）および農薬肥料は何れも数量、金額ともに減であった。用途別では、芝分野では数量減、金額増。樹木分野では数量、金額ともに増。緑地分野は数量微減、金額増であった。（報告会社；33 社）

①出荷数量

平成 24 年 10 月～25 年 9 月

| 種 別 | 用 途 別 販 売 数 量 (ton,kℓ) | | | | | | | |
|-------|------------------------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 芝 | 前年比 | 樹木 | 前年比 | 緑地 | 前年比 | 合計 | 前年比 |
| 殺 虫 剤 | 672 | 102.3 | 424 | 108.7 | 1 | 106.4 | 1,097 | 104.7 |
| 殺 菌 剤 | 827 | 93.0 | 1 | 104.6 | 0 | - | 828 | 93.0 |
| 除 草 剤 | 996 | 98.5 | 8 | 115.0 | 3,031 | 99.6 | 4,035 | 99.3 |
| 植 調 剤 | 41 | 164.2 | 1 | 61.4 | 35 | 162.1 | 77 | 127.0 |
| 農薬肥料 | 116 | 99.4 | 0 | - | 0 | - | 116 | 99.4 |
| そ の 他 | 53 | 43.4 | 36 | 83.2 | 0 | - | 89 | 53.8 |
| 合計 | 2,705 | 95.9 | 470 | 106.2 | 3,067 | 99.5 | 6,242 | 98.4 |

②出荷金額

平成 24 年 10 月～25 年 9 月

| 種 別 | 用 途 別 販 売 金 額 (百万円) | | | | | | | |
|-------|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| | 芝 | 前年比 | 樹木 | 前年比 | 緑地 | 前年比 | 合計 | 前年比 |
| 殺 虫 剤 | 2,216 | 102.8 | 3,638 | 116.0 | 3 | 100.0 | 5,857 | 110.6 |
| 殺 菌 剤 | 6,117 | 97.1 | 4 | 80.0 | 0 | - | 6,121 | 97.1 |
| 除 草 剤 | 8,941 | 109.4 | 11 | 110.0 | 3,490 | 128.8 | 12,442 | 114.2 |
| 植 調 剤 | 609 | 127.7 | 19 | 63.3 | 281 | 112.4 | 909 | 120.1 |
| 農薬肥料 | 36 | 97.3 | 0 | - | 0 | - | 36 | 97.3 |
| そ の 他 | 175 | 40.0 | 99 | 135.6 | 0 | - | 274 | 53.6 |
| 合計 | 18,094 | 102.9 | 3,771 | 115.9 | 3,774 | 127.0 | 25,639 | 107.7 |

● 病害虫発生予察情報「特殊報」について

農林水産省及び都道府県は、農作物の生育状況などを調査して、これに基づく情報を関係者に広く提供する「病害虫発生予察事業」を実施しています。

「発生予察情報」には、病害虫の発生に関する情報を定期的に発表される「発生予報」、病害虫が大発生することが予想され、早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表される「警報」、警報を発表するほどではないが、重要な病害虫が多発することが予想される場合に発表される「注意報」及び、それまで未発生の病害虫を発見した場合、重要な病害虫の生態及び発生消長に特異な現象が認められた場合に速やかに発表される『特殊報』があります。

平成25年10月以降、都道府県が発表している『特殊報』は次のとおりです。

| 日付 | 府県名 | 作物 | 病害虫 |
|-----------|-----|---------|--------------|
| H25.10.16 | 熊本 | ショウガ | ショウガ青枯病 |
| H25.10.31 | 秋田 | プラタナス | プラタナスグンバイ |
| H25.11.26 | 岩手 | オクラ | オクラ輪紋病 |
| H25.11.29 | 福島 | トマト | トマト黄化病 |
| H25.11.29 | 福島 | トマト | クロメンガタスズメ |
| H25.11.29 | 長野 | ピーマン | ナスコナカイガラムシ |
| H25.12.2 | 山口 | キュウリ | ウリ類退緑黄化病 |
| H25.12.4 | 広島 | りんどう | リンドウ黒斑病 |
| H25.12.24 | 佐賀 | ナス | クロテンコナカイガラムシ |
| H26.1.6 | 岡山 | ナス | ミナミアオカメムシ |
| H26.1.8 | 長崎 | ばれいしょ | ミツユビナミハダニ |
| H26.1.20 | 沖縄 | トルコギキョウ | トルコギキョウ葉巻病 |
| H26.1.21 | 新潟 | なす・トマト | クロメンガタスズメ |
| H26.1.21 | 新潟 | ねぎ | ネギえそ条班病 |
| H26.1.21 | 静岡 | メロン | メロン退緑黄化病 |
| H26.1.27 | 神奈川 | ナス | タバコノミハムシ |
| H26.2.6 | 滋賀 | キク | キク茎えそ病 |
| H26.2.12 | 佐賀 | キウイフルーツ | キウイフルーツかいよう病 |

● 使用制限のかかる農薬変更登録情報

農薬の登録内容は、必要に応じて見直しが行われます。農薬を適正に使用する上において特に使用制限となる変更には留意が必要です。

ここでは、平成25年12月以降に使用制限となった農薬をまとめてみました。農薬の使用にあたっては農薬のラベルを再度確認し、適正使用に留意して下さい。

| 農薬名 (商品名) | 変更内容 (今回の使用制限変更にかかる部分のみ) | 理由 | 変更(予定)日 |
|--------------------|--|----|------------|
| ランネート45DF | ①「だいこん」の使用時期を「収穫7日前まで」から「収穫14日前まで」へ変更する。 ②「だいこん」の本剤の使用回数を「3回以内」から「2回以内」へ変更する。 ③「だいこん」のメソミルを含む農薬の総使用回数を「3回以内(は種時の土壌混和は1回以内)」から「2回以内(は種時の土壌混和は1回以内)」へ変更する。 | 1 | 平成25年12月4日 |
| ランネート微粒剤F | ①「だいこん」の使用時期を「収穫7日前まで」から「収穫14日前まで」へ変更する。 ②「だいこん」の本剤の使用回数を「3回以内」から「2回以内」へ変更する。 ③「だいこん」のメソミルを含む農薬の総使用回数を「3回以内(は種時の土壌混和は1回以内)」から「2回以内(は種時の土壌混和は1回以内)」へ変更する。 | 1 | 平成25年12月4日 |
| プリグロックスL、 マイゼット | ① 作物名「うど」の使用時期を「畦間処理：雑草生育期(根株養成期)」から「畦間処理：雑草生育期(根株養成期)但し、収穫75日前まで」に変更する。 | 1 | 平成26年1月15日 |

変更理由 1：登録維持に必要な資料整備に経費と時間を要するため。

● 食品・添加物等規格基準の改正について

厚生労働省は、食品、添加物等の規格基準(いわゆる「農薬残留基準」)を順次、設定・改訂して公表しています。

最近、設定・改訂し公表したものは次のとおり。

- ・平成26年1月21日、農薬エトキシキンについて、食品中の残留基準を設定しました。

● 緑の安全管理士会事務局からのお知らせとお願い

1 平成 25 年度「緑の安全管理士会」支部大会（更新研修）終了

平成 25 年 11 月 26 日の北海道支部を皮切りに開催してきました平成 25 年度の「緑の安全管理士会支部大会（更新研修）」は平成 26 年 1 月 24 日近畿支部大会をもって無事に全日程を終了することが出来ました。

本年は研修テーマを、①農薬行政の動向、②農薬にかかる環境リスク評価とリスク低減対策、③農薬の登録検査について、④農薬の製剤技術と施用法として開催致しました。

本年度は全国で 1, 145 名の方が受講し、420 名の方が資格の更新をしました。



支部大会で挨拶する吉村会長

2 「みどりのたより」へのご意見、ご投稿を

「みどりのたより」に緑の安全管理士の皆さんの活動状況を掲載し、相互の情報交換あるいは意識の向上に役立てたいと考えます。管理士の皆様のご意見、記事の投稿をお待ちしております。

3 緑の安全管理士の皆さんのメールアドレス登録を

管理士の皆様に、E-mail のアドレスを登録していただき、地域の会員相互の連絡ネットワークを構築し、それを手掛かりに、地域活動の展開を図ることとしたいと思います。登録いただいた管理士の皆様には、農薬登録情報など、随時、最新の情報をお届けします。これまで 62 回にわたり『（公社）緑の安全推進協会からのたより』を発信しました。今後も速やかに情報をお届けします。

管理士の皆様は、この趣旨をご理解のうえ、①氏名、②ご自身のメールアドレス、③管理士番号、④現在のお住まいの都道府県名を記載したメールを次のアドレスに送付し、登録をお願いします。

メールの送付先：midori-kanrishi@midori-kyokai.com

4 「緑の安全管理士」の所属、住所等の変更届を

資格更新案内や種々のお知らせ等はお届けいただいた所属先に送付させていただいております。毎年、何件かが宛て先不明で戻ってまいります。「緑の安全管理士」の届出事項に変更があった場合は速やかに事務局までご連絡下さい。当会のホームページで「届出書」をダウンロード、印刷してご記入の上郵便、FAX 又は電子メールでお送り下さい。

5 「緑の安全管理士」認定証の再発行

「緑の安全管理士」の認定証をなくし、再発行を希望される方は、「再発行願ひ」に必要事項を記入の上、写真 2 枚、再発行料金(1,000 円)を添えて事務局まで提出ください。

「再発行願ひ」用紙はホームページからもダウンロードできます。

不明な点は事務局にお問い合わせください。

6 「緑の安全管理士」の資格復活

都合により「緑の安全管理士」資格の有効期間を過ぎ、資格の更新できなかつた方で、資格復活を希望される方は事務局あてにご相談下さい。資格は一時失効となりますが、条件によっては次年度の更新研修会への参加すること等により資格が復活出来ます。

● 緑の安全推進協会からのお知らせ

1 新たに133名の「緑の安全管理士」が誕生

「緑の安全管理士（緑地・ゴルフ場分野）」の認定研修会は12月2～4日に東京新橋の共栄火災海上保険株式会社8階研修室で開催されました。また、（一社）日本植物防疫協会主催の「植物防疫研修会」は9月30日～10月4日に日本植物防疫協会会議室で開催されました。

「認定研修会」修了者及び「植物防疫研修会」修了者で資格取得を希望する者は12月19日に開催された「緑の安全管理士認定審査会」において審査され、新たに「緑の安全管理士（緑地・ゴルフ場分野）」76名及び「緑の安全管理士（農耕地分野）」57名が誕生しました。



認定研修会の会場の様子

2 新規事業「特別研修会」が終了

平成25年度から、新たに「特別研修会」事業に取り組んでいます。

この「特別研修会」は毎年開催しております緑の安全管理士支部大会とは内容を異にし、「現場で役立つ病害虫の診断・防除」、「農薬の適正使用に関するワンランク上の情報」を提供するとともに相互の情報交換を行う場として、緑の安全管理士の皆様や防除業に携わっておられる方々の資質、能力及び信用度の一層の向上を目的としています。緑の安全推進協会と農薬工業会が協力して農薬工業会の支部ごとに特別研修会を開催することとし、初めてとなる平成25年度は、関東・甲信越地区と東北地区で開催することができました。

今回は、①住宅地での農薬使用について（話題提供：農林水産省消費・安全局農薬対策室担当）、②農薬の空容器、残農薬の処分と関係法令（話題提供：エコシステムジャパン（株）担当者）、③現場で役立つ果樹病害の診断方法と防除対策（話題提供：茨城及び岩手県担当者）、④現場で役立つ果樹害虫の診断方法と防除対策（話題提供：山梨及び秋田県担当者）を、また、東北地区では、⑤東北地方におけるアカスジカスミガメの発生と防除（話題提供：岩手県担当者）を講演していただいた。参加者からは、「病害虫に

についてはとても参考になった。」、「病虫害の診断についても興味大、有益でした。」、「法令に関することが多く、現状の実例などを示すともっと理解が高まる。」、「果樹以外の水稲での診断と防除も知りたいと思った。」、「果樹病害・害虫について、果実に現われる病虫害中心であったため、自分の仕事（造園）に重なる部分が少なく残念であった。（葉に出る症状であればもう少し参考になったかも）」などの声が寄せられた。寄せられた声の多くは知識を得たいという積極的なものであった。

平成26年度も2支部（近畿支部と九州・沖縄支部を予定）での開催を予定し準備を始めています。この特別研修会は緑の安全管理士、農薬工業会会員関係者、防除業に携わっておられる方等幅広く参加者を募集する予定です。緑の安全管理士の皆様の積極的な参加を期待します。

3 講師派遣事業について

（公社）緑の安全推進協会では、事業の一環として、緑の保全のため、病虫害及び雑草の防除に農薬を使用する場合の注意・安全対策等の知識の向上を目的として実施する講習会や研修会に専門分野で活躍する適任の講師を派遣する「講師派遣事業」を展開しています。

都道府県・地方自治体・学校、関係団体・一般市民等が実施する研修会・勉強会等への講師派遣のご希望がございましたらお申込み下さい。講師謝礼及び交通費負担は不要です。

管理士のみなさんのお知り合いの方で、講習会や研修会などを企画されている方がいらっしゃれば緑の安全推進協会の講師派遣事業を紹介してください。

平成26年度からは緑地・ゴルフ場関連の講師陣の強化を図ることとしています。

本事業についての詳細、申し込み要領、様式はホームページをご覧ください。

ご質問、申し込み等の相談は担当者（尾関又は石島）にお気軽にご連絡下さい。

電話番号： 03-5209-2511

FAX 番号： 03-5209-2513

メール： ishijima@midori-kyokai.com

URL： <http://midori-kyokai.com/>

4 農薬電話相談室について

農薬の使用者や一般市民の方々からの農薬に関する電話による疑問・質問、相談に無料で応じています。農薬に関する疑問や質問など何でもお問い合わせください。直接の疑問・質問など以外にも、「この問題についてはどこに聞いたら良いか」などについても気軽にお尋ね下さい。 電話：03-5209-2512

5 出版物のご案内

(1) 「グリーン農薬総覧 2014 追補版」

芝、緑地、公園樹木類の病虫害及び雑草防除に使用する農薬を解説した「グリーン農薬総覧シリーズ」は、芝・樹木防除分野（家庭園芸薬剤も含む）の該当薬剤を全て網羅しており、ゴルフ場、造園業、防除業等に携わる方々の必携の書として広くご利用いただいております。

特に、ゴルフ場の管理等の現地においては「農薬使用計画作成等において、農薬の登録番号が記載されており、使いやすく便利である」と好評です。

この度、当協会は「グリーン農薬総覧 2014」追補版を刊行いたしました。

本追補版は、2013年1月～2013年12月における新登録、適用拡大等を網羅する等、内容に充実はもとより、使い易さでも改良を加え、ご利用の皆様のお役にたてるように改訂しており、「グリーン農薬総覧 2013 総合版」を追補するもので、両者セットでご利用いただけるよう編集しています。

また、有効成分名から商品名の索引、残留基準（殺虫剤、殺菌剤、除草剤）、関連法規、通達事項なども収載しております。芝、樹木関係の緑の保全に関する座右の書としてご活用ください。



現在、販売中です。受注次第、順次発送させて頂いております。

お問い合わせ・お申込みは当協会（03-5209-2511）まで

（2）農薬の安全使用等についての「リーフレット」

（公社）緑の安全推進協会では、農薬工業会と連携して、農薬の役割、安全性の確保、適正な使用方法などについてわかり易く解説した次のようなリーフレットを作成し、広く知識の普及、啓蒙に関係者の方々に紹介し、各種イベントでの配布、講習会、研修会、勉強会等で幅広く活用していただいています。なお、リーフレットは無料です。

ご希望の方はリーフレットの種類、必要数、使用目的、配布対象、送付先等をご記入の上、当協会まで FAX 03-5209-2513 にてお申込ください。

詳細については（公社）緑の安全推進協会事務局までお問い合わせ下さい。

また、リーフレットの記載内容は、当会のホームページでご確認いただくことができます。

（URL：http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_leaf.html）

農業を 正しく使って 確かな収穫!

ふーと
確認する
ポイントは

【社団法人】
緑の安全推進協会
〒100-0047 東京都千代田区千代田 3-4
TEL. 03-5569-2611 FAX. 03-5569-2612
e-mail: info@ryokosai.jp

農薬工業会
〒100-0005 東京都千代田区千代田 2-2-1
TEL. 03-5649-7191 FAX. 03-5649-7245
e-mail: info@nippa.or.jp

農薬は
**きちんと保管して
正しく使いましょう!**

【社団法人】
緑の安全推進協会
〒100-0047 東京都千代田区千代田 3-4
TEL. 03-5569-2611 FAX. 03-5569-2612
e-mail: info@ryokosai.jp

農薬工業会
〒100-0005 東京都千代田区千代田 2-2-1
TEL. 03-5649-7191 FAX. 03-5649-7245
e-mail: info@nippa.or.jp

食べものは大丈夫?

農薬は農作物の生長を助け、病気や害虫を防ぐために使われています。農薬は適切に使用すれば、安全でおいしい農作物を生産することができます。農薬は適切に使用すれば、安全でおいしい農作物を生産することができます。

無農薬なら安全?

無農薬でも農作物は生長を助け、病気や害虫を防ぐために使われています。農薬は適切に使用すれば、安全でおいしい農作物を生産することができます。

2018年 11月

飛散防止のポイント

農薬地上散布の場合

【社団法人】
緑の安全推進協会
〒100-0047 東京都千代田区千代田 3-4
TEL. 03-5569-2611 FAX. 03-5569-2612
e-mail: info@ryokosai.jp

農薬工業会
〒100-0005 東京都千代田区千代田 2-2-1
TEL. 03-5649-7191 FAX. 03-5649-7245
e-mail: info@nippa.or.jp

知って得する! 保護具の知識

「農薬を使うときの安全チェックリスト」付き

【社団法人】
緑の安全推進協会
〒100-0047 東京都千代田区千代田 3-4
TEL. 03-5569-2611 FAX. 03-5569-2612
e-mail: info@ryokosai.jp

農薬工業会
〒100-0005 東京都千代田区千代田 2-2-1
TEL. 03-5649-7191 FAX. 03-5649-7245
e-mail: info@nippa.or.jp

農業を使ったあとに…

きちんと 後片づけをしよう!

【社団法人】
緑の安全推進協会
〒100-0047 東京都千代田区千代田 3-4
TEL. 03-5569-2611 FAX. 03-5569-2612
e-mail: info@ryokosai.jp

農薬工業会
〒100-0005 東京都千代田区千代田 2-2-1
TEL. 03-5649-7191 FAX. 03-5649-7245
e-mail: info@nippa.or.jp

農薬は
責任を持って
正しく使いましょう!



農薬の正しい使い方
農薬の安全推進協会
TEL. 03-5208-2512 FAX. 03-5299-2513
http://www.ansai.or.jp

農薬工業会
TEL. 03-5202-8800 FAX. 03-5202-8801
TEL. 03-5649-2191 FAX. 03-5649-2245
http://www.ka.or.jp

あっ!
その作物には
使えないよ!



農薬の使い方ガイド

農薬工業会
TEL. 03-5202-8800 FAX. 03-5202-8801
http://www.ka.or.jp

農薬の正しい使い方
TEL. 03-5208-2512 FAX. 03-5299-2513
http://www.ansai.or.jp

農薬に関する疑問や農薬の安全性と適切な
使用法に関する最新情報を定期的に発行する
『農薬の正しい使い方』を無料でお届けします
TEL. 03-5208-2512

みどりのたより

第59号

発行日 平成26年3月13日
発行 公益社団法人緑の安全推進協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田3-3-4
(全農薬ビル5階)
TEL 03-5209-2511
FAX 03-5209-2513
ホームページ <http://www.midori-kyokai.com>
Eメール : midori@midori-kyokai.com